

- 6 訪問支援特別加算
- イ 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位
 - ロ 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位
- 注 指定就労移行支援事業所等において継続して指定就労移行支援等を利用する利用者について、連続した 5 日間、当該指定就労移行支援等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第 175 条若しくは第 176 条又は指定障害者支援施設基準第 4 条第 1 項第 4 号の規定により指定就労移行支援事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の指定就労移行支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 7 利用者負担上限額管理加算 150 単位
- 注 指定障害福祉サービス基準第 175 条第 1 項に規定する指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第 184 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 22 条又は指定障害者支援施設基準第 20 条第 2 項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。
- 8 食事提供体制加算 42 単位
- 注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成 21 年 3 月 31 日までの間、1 日につき所定単位数を加算する。
- 9 精神障害者退院支援施設加算
- イ 精神障害者退院支援施設加算(I) 180 単位
 - ロ 精神障害者退院支援施設加算(II) 115 単位
- 注 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね 1 年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1 日につき所定単位数を算定する。
- 第 14 就労継続支援 A 型
- 1 就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき）
- イ 利用定員が 40 人以下 460 単位
 - ロ 利用定員が 41 人以上 60 人以下 429 単位
 - ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下 420 単位
 - ニ 利用定員が 81 人以上 406 単位
- 注 1 就労継続支援 A 型サービス費については、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち 65 歳未満のもの又は年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第 185 条に規定する指定就労継続支援 A 型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援 A 型（規則第 6 条の 10 第 1 号に掲げる就労継続支援 A 型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援 A 型等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

- 2 就労継続支援 A 型サービス費については、指定就労継続支援 A 型事業所（指定障害福祉サービス基準第 186 条第 1 項に規定する指定就労継続支援 A 型事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援 A 型事業所等」という。）において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援 A 型事業所等の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。
- 3 就労継続支援 A 型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
 - (2) 指定就労継続支援 A 型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第 197 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条又は指定障害者支援施設基準第 23 条の規定に従い、就労継続支援 A 型計画（指定障害福祉サービス基準第 197 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 58 条第 1 項に規定する就労継続支援 A 型計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労継続支援 A 型計画等」という。）が作成されていない場合 100 分の 95
- 4 利用者が就労継続支援 A 型以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労継続支援 A 型サービス費は、算定しない。
- 2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41 単位
- 注 視覚障害者等である指定就労継続支援 A 型等の利用者の数が 15 以上（指定就労継続支援 A 型事業所等における指定就労継続支援 A 型等の利用者の数が 51 以上である場合にあっては、当該指定就労継続支援 A 型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上）であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第 186 条又は指定障害者支援施設基準附則第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、視覚障害者等の数を 30 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。
- 3 就労移行支援体制加算 26 単位
- 注 指定就労継続支援 A 型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援 A 型事業所等における指定就労継続支援 A 型等を受けた後就労し、6 月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援 A 型事業所等の指定就労継続支援 A 型等に係る利用定員の 100 分の 5 を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。
- 4 新事業移行時特別加算 48 単位
- 注 特定旧法指定施設である指定就労継続支援 A 型事業所等において、利用者に対して、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、平成 21 年 3 月 31 日までの間、当該指定就労継続支援 A 型事業所等に係る指定を受けた日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算する。
- 5 初期加算 30 単位
- 注 指定就労継続支援 A 型事業所等において、指定就労継続支援 A 型等を行った場合に、当該指定就労継続支援 A 型等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算する。
- 6 訪問支援特別加算
- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 187 単位
 - (2) 所要時間 1 時間以上の場合 280 単位